

## 福岡県相談支援従事者等専門コース別研修実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、「相談支援従事者研修事業の実施について」(平成18年4月21日障発第0421001号)の「相談支援従事者研修事業実施要綱」3(3)の専門コース別研修、「サービス管理責任者研修事業の実施について」(平成18年8月30日障発第0830004号)の「サービス管理責任者研修事業実施要綱」3(4)のサービス管理責任者専門コース別研修及び4(4)の児童発達支援管理責任者専門コース別研修(以下「専門研修」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

**第2条** 本事業の実施主体は、福岡県知事(以下「県」という。)又は県が指定した研修事業者(以下「事業者」という。)とする。

2 事業者の指定について必要な事項は、本要綱に定めるもののほか別に定める。

(研修の対象者)

**第3条** 研修の対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事(地域生活支援事業実施要綱に規定する障がい者相談支援事業又は基幹相談支援センターにおいて従事した期間を含む。)する者のうち、一定の経験を有する者とし、具体的な受講要件は次のとおりとする。

ア 初回の現任研修

過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること。

イ 2回目以降の現任研修

過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していること。

(2) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者とする。ただし、受講対象とするコースは、別表の1、6及び7とする。

業 務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務(社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。)	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期	1年

(研修の目的)

**第4条** 本研修は、地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図るとともに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者等の養成を図ることを目的とする。

(研修の内容)

**第5条** 本事業で実施する各研修の内容等は、次のとおりとする。

(1) カリキュラム

各コースの標準的な研修カリキュラムは、別表のとおりとする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

(2) 講師

講師については、国が実施する相談支援従事者指導者養成研修修了者、サービス管理責任者等指導者養成研修修了者又はこれに準ずるものとする。

(3) 会場

集合研修の会場は福岡県内とする。

(4) 実施方法

講義については、web（オンライン・eラーニング）により実施することができる。webによる実施の場合は、受講者が不正行為を行わないよう、オンライン又はオフラインによる実施時のなりすまし及び早回し等の不正防止対策をとること。

(修了証書の交付)

**第6条** 研修の全カリキュラムを修了した者に対し、県は別紙1の様式により、事業者は別紙2の様式により修了証書を交付すること。

(修了証の再発行)

**第7条** 専門研修のうちスキルアップコースについて、県及び事業者は、研修修了者から修了証書の紛失により再発行の依頼があった場合には、これを再発行することができる。

2 修了証書の再発行は、研修修了者名簿に記載されていること及び再発行であることを確認したうえで、旧修了証書の発行年月日および再発行日を併記して再発行するものとし、研修修了者名簿に再発行した年月日等を記載するものとする。

3 第一項に係る県が再発行するときの手数料は福岡県証明手数料条例（昭和44年4月1日福岡県条例第9号）に基づき研修修了者が負担するものとする。

(修了者名簿の管理等)

**第8条** 県及び事業者は修了者の修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理しなければならない。

(実施上の留意点)

**第9条** 研修の時間帯、曜日については、受講者が受講しやすいよう適宜配慮する。

**2** 重度の障がいのある受講者等短期間での連続的な研修受講が困難な場合には、次に掲げるような合理的配慮の実施について検討することとする。

(1) 長期履修

最長24ヶ月を上限とし、年度を越えた長期履修によることも差し支えない。

(2) 視覚障がいのある受講者に対しては、事前の研修資料の提供や手話通訳、パソコン通訳等必要な情報保障を行うこと。

(3) 視覚障がいのある受講者に対しては、資料の点字版の準備や事前のテキストデータ提供、講義中に図表の解説などを行う人的配置等必要な情報保障を行うこと。

(4) 第1号から第3号までの配慮を行うに当たっては、原則として事前に期日を決めた配慮申請を受けることとするが、期日を過ぎた後になされた申請であっても、県及び事業者において過度の負担にならない範囲で建設的対話を通じた配慮を行うこと。

(5) 障がいのある受講者に対しては、研修会場及び宿泊施設等の配慮を行うよう努めることとする。

(6) 受講者に対し、人権の尊重について理解させるよう努めること。

**3** 募集は県内のみとするが、受講希望者からの問い合わせがあり、定員に空きがある場合は受け入れ可とする。

(研修会参加費用)

**第10条** 研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当分、研修会までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者（所属する指定障がい福祉サービス事業者を含む。）が負担するものとする。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

**附則**

この要綱は、令和6年6月12日から施行し、令和6年度の研修から適用する。